

後志利別川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「後志利別川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流等の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、後志利別川水系治水協定における美利河ダム、真駒内ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置き、会長は函館開発建設部長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を統括する。
- 4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流等を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、函館開発建設部工務課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月28日から施行する。

後志利別川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場を承継し、本協議会とする。

別表（協議会の構成）

北海道開発局 函館開発建設部長（国土交通大臣）
北海道開発局 函館開発建設部長（農林水産大臣）
北海道 渡島総合振興局副局長（函館建設管理部担当）
せたな町長
今金町長
今金町農業協同組合 代表理事組合長
狩場利別土地改良区 理事長
北海道電力株式会社 水力部長